

入 札 説 明 書

「和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置 再整備業務」

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について疑義がある場合は、下記の 15 の (4) に掲げる事務を担当する部局に対して説明を求めることができる。

なお、入札後当該入札説明書、調達する役務の提供等の仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和 7 年 4 月 18 日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和 7 年度

(2) 調達業務の名称

和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務

(3) 契約条項、仕様等

別途契約条項、仕様書による。

(4) 業務を調達する部局

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県庁南別館 3 階

和歌山県危機管理部危機管理局防災企画課（以下「防災企画課」という。）

(5) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和 7 年和歌山県告示第 324 号に規定する和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 3 階

防災企画課

(2) 期間

令和 7 年 4 月 18 日（金）から同年 5 月 2 日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成
元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を
除く日の午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

4の（1）に同じ。

イ 期間

4の（2）に同じ。

(2) 交付された入札説明書又は仕様書について質問のある者は、令和7年5月8日（木）午前9
時から同月13日（火）午後5時までの間に防災企画課に対して別紙「質問申出書」（ファクシ
ミリ及び電子メールe0902001@pref.wakayama.lg.jp）により質問を行うものとする。

(3) (2) の質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（県の休日を除く。）以内に質
問者に対して電送するほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 場所

4の（1）に同じ。

イ 期間

回答の翌日から令和7年5月21日（水）までの午前9時から午後5時まで

なお、和歌山県ホームページにも回答を掲示する。

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1

和歌山県庁南別館 2 階 防災研修室

イ 入札日時

令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 4 時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県よりこの一般競争入札についての参加
資格があることを確認された旨の通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりによりこの一般競争入札について参
加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5
時までに防災企画課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

(1) 入札は、別紙 1 の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

なお、コンソーシアムで入札を行うときは、コンソーシアムの名称及びコンソーシアムを構
成する代表者の氏名で行うこと。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分 10 に相当する額を
加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとす
る。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及
び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の
110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 契約希望金額は、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までに和歌山県震度情報ネットワークシステム震度情報送受信装置再整備業務を遂行するために必要な価格の総額とする。
- (4) 代理人が入札する場合は、別紙 2 の委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。
なお、この場合において、入札書には、入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号及び代表者の氏名）、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称及びコンソーシアムを構成する代表者名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して、当該代理人の押印をすること。
- (5) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書に記載した金額は、訂正することができない。
- (6) 入札書は、封筒に入れ封印をし、封皮に入札者の氏名（法人の場合は名称又は商号、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称）並びに 2 の（2）に掲げる業務の名称を表示しなければならない。
- (7) 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

8 入札の延期又は取り止め等

- (1) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏当な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札を延期し、又は取り止めることがある。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、その者の見積る契約希望金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金又はこれに代わる担保を入札場所において入札日の午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分までの間に納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 か年の間に地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 3 の入札保証金免除申請書を令和 7 年 5 月 29 日（金）午後 1 時までに提出すること。）
- ウ コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、落札価格の 100 分の 10 以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免税される。

- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 か年の間に地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出する場合（別紙 4 の契約保証金免除申請書によること。）
- ウ コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2以上の者の代理人をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) 入札保証金が9の(1)に規定する金額に達しないときの入札
- (12) その他の入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、出席者をもって再度入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。
- (2) 次のア又はイに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
 - ア 10の(1)から(7)まで、(11)及び(12)のいずれか一に該当する入札
 - イ 前回の入札における最低価格以上の入札
 - ウ 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者

13 契約書作成の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この契約における委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。

(4) 契約に関する事務を担当する部局名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

防災企画課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2264

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0902001@pref.wakayama.lg.jp